

改正

昭和58年3月28日規則第6号  
昭和59年12月24日規則第22号  
昭和62年8月20日規則第19号  
平成4年9月30日規則第21号  
平成4年12月25日規則第30号  
平成6年10月1日規則第36号  
平成9年6月27日規則第26号  
平成10年6月30日規則第23号  
平成11年3月31日規則第6号  
平成13年4月27日規則第20号  
平成13年11月30日規則第40号  
平成15年3月28日規則第20号  
平成16年3月30日規則第16号  
平成17年9月22日規則第114号  
平成18年3月30日規則第22号  
平成18年5月24日規則第34号  
平成18年11月27日規則第55号  
平成19年3月29日規則第22号  
平成20年3月28日規則第31号  
平成22年12月28日規則第50号  
平成23年3月30日規則第21号  
平成24年8月24日規則第39号  
平成26年12月26日規則第42号  
平成28年3月30日規則第27号  
平成30年9月28日規則第19号  
平成31年3月28日規則第19号  
令和2年2月14日規則第14号

令和3年9月24日規則第40号

令和4年3月29日規則第18号

鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年鴻巣市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第2項の社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給資格の登録)

第3条 条例第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (2) 前号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条に規定する社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書には、前年の所得（1月から9月までの間にあっては前々年の所得）を証明する書類を添付しなければならない。

4 前2項に掲げる書類について、市長が公簿等によりその内容を確認することについて同意した対象者は、添付を省略することができる。

5 条例第5条第3項の規定により登録を行わないときは、重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書（様式第1号の2）により通知するものとする。

（受給者証）

第4条 条例第6条第1項に規定する受給者証は、様式第2号のとおりとする。ただし、条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者の受給者証は、様式第2号の2のとおりとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により受給者証の交付を行わないときは、重度心身障害者医療費支給停止通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 受給者証を破損し、又は亡失した者が、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

4 受給者証の更新は、毎年10月1日に行う。

5 受給者証の有効期間は、申請書の提出日又は受給者証の更新日から、それ以後最初の更新日の前日又は受給資格の消滅日のいずれか早い日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定月の記載がある場合、療育手帳に次回判定月の記載がある場合又は条例第2条第1項第3号に規定する者で精神保健福祉手帳を所持する場合の有効期限は、次のとおりとする。

（1） 身体障害者手帳に再認定月の記載がある場合 更新日の前日、再認定月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早い日

（2） 療育手帳に次回判定月の記載がある場合 更新日の前日、次回判定月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早い日

（3） 精神障害者保健福祉手帳を所持する場合 更新日の前日、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早い日

6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日を申請日とみなす。

（1） 新規に身体障害者手帳（条例第2条第1項第1号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）、療育手帳（条例第2条第1項第2号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）又は精神障害者保健福祉手帳（条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）の交付を受けたとき 当該手帳の交付日の属する月の初日

（2） 条例第3条の対象者（前号及び条例第3条第2項第4号ただし書に規定する者を除く。以下「対象者」という。）となった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に申請をしたとき 対象となった日

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により申請書を提出することができなかった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日  
(請求)

第5条 条例第8条第1項に規定する請求は、様式第5号により、医療機関等の発行する領収書を添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第2条第1項第4号及び第5号に規定する者については、様式第6号により、医療機関等の発行する領収書を添付して請求するものとする。

3 条例第8条第2項に規定する医療機関等は、様式第7号による請求書を市長に提出するものとする。

4 医療費は、口座振替の方法により第1項の請求をした者（以下「請求者」という。）に交付するものとする。この場合において、当該請求者の死亡等により請求者に交付することができないときは、市長が定める者に交付する。

(支払事務の委託)

第6条 市長は、条例第8条第2項の規定により現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等に支払う額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、前条第3項の規定は、適用しない。

(届出事項)

第7条 条例第9条第1項に規定する登録事項変更の届出は、様式第8号によるものとする。

2 条例第9条第2項に規定する届出は、受給者証の有効期間（第4条第3項の規定により停止通知書の通知を受けた者にあつては、当該通知書に記載された停止期間満了の日前1か月）以内に所得を証明する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により所得状況を確認することについて同意した受給資格登録者はこの限りでない。

(受給者証の返還)

第8条 受給者がその資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第9条 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書（様式第9号）により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

- 2 吹上町及び川里町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、吹上町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則(昭和58年吹上町規則第3号)又は川里町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則(昭和50年川里村規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和58年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和59年規則第22号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和62年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第21号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第30号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第36号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第23号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成11年規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第20号)

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第40号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成15年規則第20号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成16年規則第16号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第114号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第22号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第4条第1項の規定により交付された受給証明書は、改正後の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第4条第1項の規定により交付された受給証明書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にある規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第4条第1項の規定により交付された受給証明書は、改正後の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第4条第1項の規定により交付された受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成22年規則第50号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第4条第7項第2号及び第3号の規定は、平成28年4月1日以降に対象者となった者に適用し、同日前に対象者となった者については、なお従前の例による。
- 3 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行の日前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月28日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日から平成34年9月30日までの間、この規則の施行の際現に市から受給者証の交付を受けている者については、この規則による改正後の第3条第3項及び第4項並びに第4条第2項及び第4項の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成31年3月28日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年2月14日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年9月24日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月29日規則第18号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。